

国立大学法人奈良国立大学機構知的財産ポリシー

令和7年1月20日
奈良教育大学・奈良女子大学
教育研究評議会承認

国立大学法人奈良国立大学機構（以下「機構」という。）は、その経営方針「地域の文化・学術、自治体、産業界等との教育研究資源の互惠的活用すること」の目標を実現するため、機構が設置する奈良教育大学及び奈良女子大学（以下「両大学」という。）における知的財産の効果的な創出、保護、管理及び活用についての基本的な考え方として、国立大学法人奈良国立大学機構知的財産ポリシーを定め、知的財産による社会貢献を推進する。

1. 基本的な考え方

機構及び両大学は、大学の基本的な目標又は基本理念に基づく研究活動等を通じて、多様な知的財産の創出を行い、戦略的・一元的な知的財産の保護（権利化）・管理体制の下、新産業の創出や技術の革新、社会的な課題解決等に向けた知的財産の活用を積極的に行う。また、知的財産の活用を通じた社会貢献により、両大学の教育研究活動の活性化・高度化につなげる。

2. 本ポリシーの対象者

本ポリシーの対象となる職員等は、役員、本機構と雇用関係のある職員、その他本機構との間で知的財産に係る契約を交わしている学生、研究員、客員教員、協力研究員等とする。

3. 知的財産の範囲

本ポリシーが対象とする知的財産は、機構及び両大学における研究活動等により、職員等が生み出した知的創造物であり、財産的価値を有する情報がある次に掲げるものとする。

- (1) 特許権の対象となる発明
- (2) 実用新案権の対象となる考案
- (3) 意匠権となる意匠の創作
- (4) 回路配置利用権の対象となる回路配置の創作
- (5) 育成者権の対象となる品種の育成
- (6) 著作権の対象となる創作
- (7) ノウハウの案出
- (8) データの収集又は生成

4. 知的財産の権利の帰属

職員等による職務発明等（上記（1）～（5）並びにプログラム及びデータベースに係る

(6)をいう。)に係る特許等を受ける権利は、原則として機構が承継する。ただし、機構は、承継しないことが適当と認める場合には、当該権利を当該職員等に帰属させることができる。

職務発明等以外の著作権(職務著作権を除く。)並びにノウハウ及びデータは、職員等に帰属する。ただし、知的財産の活用の観点からこれらの帰属を機構とすることができる。

学外機関等との共同研究・受託研究、学外機関等からの寄付金、政府からの研究資金に基づく職務発明等並びにノウハウ及びデータを使用する権利の機構の持分は、それぞれの契約において規定されるところによるものとする。

5. 報奨等

機構は、職務発明等の知的財産権の承継に際し、相当の報奨を職員等に講じる。また、知的財産の技術移転等によって利益を得たときは、その利益の一部を職員等に還元し、職員等にインセンティブを付与する。

6. 発明の届出等

機構は、研究等の成果を知的財産権として円滑に権利化できる体制・制度を整備する。

職員等は職務発明等を行ったときは、速やかに機構に届出を行い、機構は知的財産の権利化と承継について判断する。その際、機構は、職員等が知的財産権の承継について異議申し立を行う機会を与える。

7. 大学発ベンチャー支援

機構の知的財産の活用に向け、大学発ベンチャーに対して優先的に知的財産の実施許諾等を行う。

8. ポリシーの見直し

国内外の社会の情勢の変化、社会通念の変化、法令等の制定・改正等を踏まえ、本ポリシーは適宜見直し、機構内外に周知する。